

平成 27 年 12 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社くらコーポレーション
 代表者名 代表取締役社長 田中 邦彦
 (コード番号 2695 東証第1部)
 問合せ先 取締役経理本部長 津田 京一
 (TEL. 072 - 368 - 6211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年12月16日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成28年1月28日開催予定の第20期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 25 条第 2 項及び第 31 条第 2 項を変更するものであります。

なお、当該変更につきまして、各監査役の同意を得ております。

また、当社を取り巻く経営環境の変化に機動的に対応するため、定款第 2 条に定める目的の追加及び修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 寿司の製造及び販売 2. 飲食店の経営 3. 水産物の加工及び販売 4. 不動産の管理・賃貸及び運用 5. 酒類の <u>小売並びに通信販売</u> 6. 企業のイメージづくりのための、すべてのデザイン(シンボルマーク・キャラクター)の制作及びこの商品の販売 <新設> <新設> <新設> <新設> 7. 前記各号に付帯関連する一切の事業	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 寿司の製造及び販売 2. 飲食店の経営 3. 水産物・ <u>農産物・畜産物の生産、加工、卸及び販売</u> 4. 不動産の管理・賃貸及び運用 5. 酒類、 <u>清涼飲料及びその他の飲料の販売並びに輸出入</u> 6. 企業のイメージづくりのための、すべてのデザイン(シンボルマーク・キャラクター)の制作及びこの商品の販売 7. <u>建設業並びに建設工事の企画、調査、測量、設計及び監理業</u> 8. <u>インターネット等を利用する通信販売</u> 9. <u>厨房機器設備の開発、製造、販売、保守及び輸出入</u> 10. <u>生命保険の募集に関する業務並びに損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業</u> 11. <u>温浴施設・宿泊施設の運営及び管理</u> 12. 前記各号に付帯関連する一切の事業

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第25条 <条文省略> ② 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第31条 <条文省略> ② 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第25条 <現行どおり> ② 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第31条 <現行どおり> ② 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 1 月 28 日
定款変更の効力発生日 平成 28 年 1 月 28 日

以 上